

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 役員報酬のカット

Q : 業績不振のため、役員報酬を今後1年間20%カットしようと思っています。利益操作として税務上問題が生じるでしょうか。

A : 税務上問題ありません。

【解説】

業績不振のため役員報酬を減額することは一般によく行われていることです。この場合、注意しなければならないのは、減額の率を資金繰りの関係等で変えないことです。

税法では、役員給与について、定期の給与を報酬、臨時的な給与（退職給与を除きます）を賞与と規程しています。この場合、定期の給与とは、あらかじめ定められた支給基準に基づいて、毎日、毎週、毎月のように月以下の期間を単位として反復継続して支給されるものをいいます。臨時的な給与、すなわち役員賞与となると損金に算入されないこととなります。

ご質問の場合、今後1年間20%カットするという減額後の支給基準もあり、減額後の報酬は継続して支給されるわけですから、税務上問題ありません。

ちなみに、減額の方法は、例えば、社長は30%、専務及び常務は20%、平取締役は10%というようにカット率を変えても、地位による責任度合の反映ですから、問題ありません。ただ、カットの率を月によって変えたり、資金繰りの関係でまったく支払わない月があったりすると、定期の給与とはいえなくなりますので、注意してください。

